

「相続」の話はするべき?

相続の話は、事前に準備しておかないと難しくなってしまいます。

「残された家族に対して、どのように財産を残すのか。」
今回は必要な手続きをしておくことの意義をお伝えします。

実話

実子の他に、亡夫には前妻との子供がいた。 「家の相続」はどうなる?

A子さん（74歳）には2人の子供がいて、夫は10数年前に死去されています。子ども達はそれぞれ家庭を持ち、別々に生活しています。弊所に相談があったのは、病院のソーシャルワーカーからの相談でした。Aさんの状態が良くないので、万が一のことを考えて面談して欲しいと。

後日Aさんと子ども達を含めて話し合いが行われました。実は、**自宅の名義は亡夫のままで、亡夫には前妻との間に子供が4人いたのです。**突然のことに子ども達は憤慨されていましたが、自宅に戻る気はないので、**売却して現金で相続したい**とのことでした。

その約1ヶ月後にAさんはお亡くなりになりました。予定通り、前妻の子ども4人に連絡を取り、相続の話し合いをしました。合計6人の相続人になり、考え方がそれぞれ違うので話をまとめるのに苦労しましたが、予定通り売却して現金を6人で相続することになりました。



ここがポイント!

- 例えば「自宅はA子さんへ残す」など遺言書で遺しておけば、前妻の子供たちの関与なしに手続きを進めることができた。
- 亡夫が生前に前妻の子どもの件を話していれば、Aさんの子供たちも混乱せずに対応することができた

今回の話は、亡夫が事前に準備をしておくことで、スムーズに手続きを進めることができた事案です。相続は、残す人が道筋を付けておくことで、ご家族も安心、納得する事も多いです。

相続に関する手続き費用

- 遺言作成 8万円~
- 相続手続き一式 18万円~
- 死後事務委任 8万円~
- 相続放棄 4万円~ など

お話をお聞きした司法書士の久保先生



ダンプトラック運転手の仕事を経て、30歳になった時に自分にしかできない事は何だろうかと考えました。育ててくれた祖父母に恩返しできることはないかと考え、お年寄りに寄り添う仕事として、司法書士になることを決意しました。

2013年 司法書士試験合格
都内事務所3箇所の勤務
2017年 葛飾区柴又にて独立開業
2019年 葛飾区高砂駅徒歩3分の場所に事務所移転
現在は所員3名と共に活動中

お問い合わせ

久保司法書士事務所

東京都葛飾区高砂五丁目46番地1 433ビル3F

「ハビニアを見た」とお電話してください

03-5876-9959